改める。

別表第三第十五号中「五千百五十一万枚」を「五千八百二十万枚」に改め、同表第二十三号中「三百二十一万枚」を「三百五十一万枚」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年八月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十九号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十五年九月十一日とする。

経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃
内閣総理大臣　安倍　晋三

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年八月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

形式	
   	
直径	四十ミリメートル
彩色	灰色、黒色、青緑色、水色、黄緑色及び緑色